

適正配置の検討基準について（事務局素案）

1 適正規模校の取扱い

将来予測において適正規模の範囲にある学校は、今審議会の適正配置の検討から除外する。

ただし、適正規模でない学校の適正配置のため必要な場合は、その学校を適正配置の検討対象とする。

小規模校	適正規模校	大規模校
------	-------	------

大体、小規模校、適正規模校、大規模校の三つのカテゴリーでいく。
適正規模以外であっても当然存続していくこともあり得ると思う。
適正規模校を適正配置の範囲から除外するというわけにいかない。
適正配置でない学校として、小規模校や大規模校をあげていくべき。

2 適正配置を検討する範囲

答申後，教育委員会が具体案を示し，地域と将来構想を相談しはじめる範囲

(1) 統合を強く進める学校

複式学級の場合

現に複式学級である場合や，将来複式学級になると見込まれる場合は，他校との統合による適正規模化を強く進める。

ア 複式学級を解消するため，強く適正規模化を図る必要がある。

イ 複式学級によって保護者や地域の中で明確になる，教育機会の不均等による将来への不安を解消する必要がある。

主要な校舎が老朽化している場合

主要な校舎が老朽化しているため，大規模な改修や建替えが予定される小規模校では，統合を積極的に検討する。

理由

大規模改修や建替えが予定される小規模校では，財源の効果的な運用を図るため，将来の統合を検討した上で建設計画を検討する必要がある。

あまりに財政的に偏った表現という気がする。

(2) 適正配置を進める学校

小規模校の範囲

小学校で統合を進める範囲は、6学級以下の学校とする。

理由

- ア 1学年1学級の学校では、全学年で学級編制替えができないため、子どもたちの人間関係が固定化する懸念が大きい。
- イ 1学年1担任であることで複数教員による研究・研修体制が困難になる。また教員1人あたりの負担が大きく学校運営に支障がある。
- ウ 児童会活動など子ども一人あたりの負担やPTAの負担が大きくなる。

参考 新潟県の「望ましい規模」(平成19年度)

1学年2学級以上、全校で12学級以上

中学校で統合を進める範囲は、5学級以下の学校とする。

理由

- ア 1学年1学級で学級編制替えができない学年ができる。
- イ 教員1人あたりの負担が大きく学校運営にも支障がある。
- ウ 生徒会活動など子ども一人あたりの負担やPTAの負担が大きくなる。

参考 新潟県の「望ましい規模」(平成19年度)

1学年2学級以上、全校で6学級以上

大規模校の範囲

小中学校ともに分離新設を進める範囲は、相当長期間にわたり
31学級以上となることが明らかな学校とする。

理由

ア 大規模校では、施設運営上の困難、学習面や生活面の指導など多岐にわたる困難があり、適正配置を図る必要がある。

イ 「分離新設」を行なう場合では、分離後の学校が、ともに相当長期間にわたり適正規模であることが望ましい。このため分離後の学校は、20年程度適正規模を確保できると見込まれる、15学級を目指すこととする。

* 新潟市全体の小中学校の学級数は平成8年度から20年度までの12年間で8%減少している。この減少率を適用すると15学級の学校では、12年後に14学級、24年後でも13学級になる。

ウ 「分離新設」では、校区を地域ごとに分割するので、分離後の学校規模は必ずしも均等にならない。このため、2校ともに15学級を確保できる31学級以上を、分離新設を検討する基準とする。

(3) その他の学校

校区から要望がある場合

校区の総意で強い要望がある場合は、学校が適正規模であるかにかかわらず検討する。

理由

適正規模である場合や適正配置を勧める学校に該当しない場合でも、少子化が進展する中で、保護者や地域から校区の総意として適正配置の要望がある場合には、検討する必要がある。

他校の適正配置にともなう場合

適正配置の対象外であるが、他校の適正配置をおこなうため、その相手方となる場合は、適正配置について検討する。

理由

適正規模の学校や統合を勧める学校でない場合であっても、近隣の学校が適正規模化を図る必要がある場合には、その相手方となる必要がある。

(4) 適正規模外であっても適正配置から除外する学校

特別な事情がある場合は、10年間経過まで統合しない。

統合・新設して間もない(10年以内)場合

統合や新設された学校では、新たな教育環境になじむ期間として10年間は、統合しない。

理由

ア 統合や新設された学校では、子どもたち、保護者、学校、地域でさまざまな努力が積み重ねていき、新たな学校を創りだしていく。当初から予定していた場合を除き、適正配置を実施した地域で、短期間に再び適正配置を実施することは、過大な負担になる。

イ 新設された学校は、建設事業終了後10年間を経過せずに廃止した場合に、国庫補助金を返還する必要がある。

建替えて間もない（10年以内）場合

主要な校舎を建替えた場合は，10年間は，統合しない。

理由

建替えた学校は，建設事業終了後10年間を経過せずに廃止した場合に，国庫補助金を返還する必要がある。

3 適正配置を検討する対象校区分と方法

